

平成30年7月1日制定

脇田漁港フィッシャリーナ整備用地使用計画書

脇田フィッシャリーナクラブ
会長 久野 善隆

脇田フィッシャリーナクラブ（以下「本クラブ」と表記）では所有艇の整備不良による事故の防止と安全性の向上に資するため、脇田漁港フィッシャリーナ（以下「WGF」と表記）敷地内に整備用の土地を借用（以下「整備用地」と表記）し、船台等を設置する。整備用地の使用に当たっては次の条件に従うこととする。

整備用地使用条件

1. 整備用地を使用できる者は本クラブ会員とする。
2. 船台等とは船台及び物置を指し、WGF北側の整備用地内に置くこと。
3. 船台は上架する船舶の重量に十分耐える構造とする。
4. 船台及び上架した船舶は風圧等により転倒しない様、アンカーボルト等により転倒防止の対策を施すこと。
5. 船舶の上架に当たっては自走式クレーン等を使用し、操作資格を有した者でなければ扱ってはならない。
6. 船底洗浄等により発生した油脂・牡蠣殻等は持ち帰ることとし、施設内に投棄してはならない。
7. 上架中の船舶及び船台等の管理は使用者が責任を持って行うこと。
8. 上架する場合は事前にWGF事務室に計画書を提出し、本クラブ整備用地担当者の承諾を得た上で実施すること。
9. 上架できる船舶は本クラブ会員所有の船舶とする。
10. 整備用地内は常に整理整頓しておくこと。
11. 船台等は北九州市水産課より撤去の申し入れがあったときは速やかに撤去すること。
12. 上記事項に違反したものは船台等の使用を禁止する。
13. その他、必要な事項は本クラブ役員会により決定する。

この計画書は平成30年7月1日より適用する。

整備用地内での事故等に関する緊急連絡体制

1. 事故等発見者は脇田漁港フィッシャリーナ交流棟事務室管理人に連絡する。
(093-742-0550)
2. 連絡を受けた脇田漁港フィッシャリーナ交流棟管理人は脇田フィッシャリーナクラブ整備用地担当者へ連絡をする。(090-5720-3219)
3. 脇田漁港フィッシャリーナ交流棟が閉館の場合は脇田フィッシャリーナクラブ整備用地担当者へ連絡をする。(090-5720-3219)
4. 整備用地担当者に連絡が取れない場合は脇田フィッシャリーナクラブ会長に連絡をする。
(090-3665-8122)
5. その他緊急連絡先
 - ・若松警察署 安屋駐在所 110 番 (電話：093--741-2475)
 - ・若松消防署 島郷分署 119 番 (電話：093-701-0119)
 - ・こが整形外科医院 若松区下原町4 (電話：093-751-6200)
 - ・若松休日急患診療所 若松区藤ノ木 2-1-29 (電話 093-771-9989)